

地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の地球温暖化防止に関する認識を深め、地域における実践行動の促進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律第23条に基づき、地球温暖化に関する情報の提供や催事への参加の促進を図る等の指導・助言を行う「地球温暖化防止活動推進員」(以下、「推進員」という。)の設置に関し、必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 山口市長は、別に定める募集要領に基づき、次の事項に該当する者として応募した者の中から、適当と認める者を推進員として委嘱する。

- (1) 山口市内に在住、又は在勤する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及、並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者
- (4) 山口市、県等の行う施策に協力し、活動できる者

(任期)

第3条 推進員の委嘱期間は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱の取り消し)

第4条 山口市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員又はその代理人からの申し出があったとき。
- (3) 推進員が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 推進員の地位を利用して、営利活動等を行ったとき。
- (5) その他推進員として適当でないと認められるとき。

(業務)

第5条 推進員は、地域において、山口県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止にかかる次のことを行う。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、普及啓発、情報

提供などにより、住民の理解を深めること。

- (2) 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、指導及び助言をすること。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国、県又は市町が行う施策に、参加及び他の者への参加要請等、必要な協力をすること。
- (5) 山口県地球温暖化防止活動推進センター、山口市地球温暖化対策地域協議会等が行う事業に、参加及び他の者への参加要請等、必要な協力をすること。
- (6) 日常生活において自ら地球温暖化防止のための取組を実践するとともに、県民・事業者の取組を推進すること。
- (7) その他、地球温暖化防止の推進に関すること。

2 推進員は、年間の活動状況について、毎年度、市長に報告するものとする。

(服務)

第6条 推進員は、次のことに留意して、活動を行う。

- (1) 活動するときは、地球温暖化防止活動推進員証(1号様式)(以下、「推進員証」という。)を携帯し、関係者から請求があったときはこれを提示すること。
- (2) 推進員証は、推進員の業務以外に使用しないこと。
- (3) 活動に伴い得た個人情報等については、守秘義務を厳守すること。

(返還)

第7条 推進員は、第4条の規定により委嘱を取り消されたときは、すみやかに推進員証を返還すること。

(経費等)

第8条 推進員の業務は、無償とする。

(庶務)

第9条 推進員に関する事務等については、山口市環境保全課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

1号様式

(表)

地球温暖化防止活動推進員の証 第 号 氏名 () 上記の者は、地球温暖化対策の推進に関する法律 第23条に規定する地球温暖化防止活動推進員で あることを証明する。(委嘱期限 平成〇年〇月〇 日まで) 交付年月日 平成〇年〇月〇日 山口市長 〇〇 〇〇 印

(裏)

地球温暖化防止活動推進員設置要綱(抜粋) (服務) 第6条 推進員は、次のことに留意して、活動を行う。 (1)活動するときは、地球温暖化防止活動推進員証を携帯 し、関係者から請求があったときはこれを提示するこ と。 (2)推進員証は、推進員の業務以外に使用しないこと。 (3)活動に伴い得た個人情報等については、守秘義務を厳 守すること。 (返還) 第7条 推進員は、第4条の規定により委嘱を取り消さ れたときは、すみやかに推進員証を返還すること。
